

教職課程履修者 各位

文教大学教員養成課程運営委員会
事務局 教務課・教育支援課

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に伴う注意

このほど、教育職員免許法及び同法施行規則が改正され、平成 31 年 4 月以降の入学者から教員免許状取得のための科目・単位数に変更が生じることになりました。

現在、大学に在籍しているみなさんには、卒業までは旧法（平成 10 年改正免許法）が適用され、従前通りの条件を満たせば免許状を取得することができますが、免許状取得に必要な単位を修得しないまま卒業する場合は新法が適用となり、新たな科目の単位の修得が必要となりますのでご注意ください。

1. ケース別の適用法令について

(1) 学部生の場合

①平成 31 年 4 月以降に入学（再入学・編入学）する者	新法
②平成 30 年度以前の入学者であり、平成 31 年 3 月までに卒業と同時に免許状の所要資格を満たす者	旧法
③平成 30 年度以前の入学者であり、平成 31 年 4 月以降も引き続き在籍する者	旧法

事例

- ・平成 30 年 4 月の入学者が、平成 31 年 4 月以降も引き続き在籍し、卒業と同時に免許状を取得する場合は、旧法が適用されます。
- ・教職課程履修の途上で本学を退学し、平成 31 年 4 月以降に再入学して免許状を取得する場合は、新法が適用されます。

(2) 科目等履修生の場合

①平成 31 年 4 月以降に科目等履修生として学修を開始する者	新法
②平成 30 年度に科目等履修生として在籍しており、平成 31 年 4 月以降も引き続き在籍する者	旧法

事例

- ・学部を卒業後、平成 31 年 4 月以降に科目等履修生として免許状を取得する場合には、新法が適用されません。

2. 新法が適用される場合の科目の履修について

新法が適用された場合、従来の教職科目に加え、以下の新規事項を含む科目を修得しなければなりません。

- ①「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」（幼・小・中・高・栄において必修）
- ②「総合的な学習の時間の指導法」（小・中・高・栄において必修）

なお本学は、新法に基づく教職課程の再認定を申請中であり、上記の事項に相当する 2 科目は、平成 32 年度又は平成 33 年度の開講予定です。

本件に係る経過措置について、新たな方針等が策定されましたら改めて周知いたします。